

○ 地方競馬全国協会法人文書開示決定等審査基準

設定 平成 14 年 9 月 25 日 平成 14 年度地全協総第 107 号

改正 平成 19 年 12 月 28 日 平成 19 年度地全協総第 207 号

(趣旨)

第 1 この基準は、地方競馬全国協会情報公開規程（平成 19 年度規約第 5 号。以下「規程」という。）第 4 条の規定による法人文書の開示請求に対し、同規程第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による決定をするために必要な審査基準を定めるものとする。

(法人文書に関する判断基準)

第 2 規程第 2 条に規定する法人文書に該当する文書に係る判断基準

▼参考：規程

(定義)

第 2 条 この規程において法人文書とは、協会の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、協会の役員又は職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

ア 「協会の役員若しくは職員が職務上作成し、又は取得した文書」とは、協会の役員がその担当する職務を遂行するために作成し、又は外部から取得した文書をいい、地方競馬全国協会文書取扱規程（平成 14 年度達第 3 号）第 2 条第 1 号に該当する文書を指す。

イ 「電磁的記録」とは、いわゆる電子情報など専用機器により再生しなければその内容を確認できないことを常態とする記録であって、電子計算機、磁気ディスク、録音テープ、ビデオテープなどに保存されている当該記録を指す。

なお、電磁的記録であっても、当該電磁的記録を用紙に出力して保存することを常態としている場合には、当該出力された書面を法人文書とし、当該電磁的記録は事務処理上の文書保存の補助手段として取り扱う。

ウ 「協会の役員又は職員が組織的に用いる」とは、文書の作成又は取得に関与した個人の段階のものではなく、当該文書がその事案に係る意思決定上の協会全体の共通認識事項として確認され、文書取扱規程の定めるところにより所定の書類庫に保存されている等共用文書としての実質を備えている場合をいう。

したがって、

a 個人が単独で作成又は取得した文書であって、職務遂行の便宜のためにのみ利用し、協会全体の共通認識事項とするべきものとして組織的に利用することを予定していないもの（自己研鑽用研究資料、備忘録等）

b 個人が職務遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し

c 個人的な検討段階にとどまっているもの

は、「組織的に用いる文書」には該当しない。

エ 「保有している」とは、文書について保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱の権限を協会

が有していることを意味する。したがって、外部の機関等から借用し、又は預かっている文書は「保有している」には該当しない。

オ 「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」とは、現に印刷物として発行しているもののほか、インターネットホームページ上で不特定多数の者への有償配布を目的として発行される書籍等も含まれる。

なお、法においては「販売」としているが、協会においては、広報宣伝を目的として不特定多数の者に無償で配布することを目的として発行されるパンフレットなどの印刷物も、これに含まれるものとする（現に保有しているものについて情報提供を求められた場合には、開示請求手続を要しないものとして取り扱う。）。

(不開示情報に関する判断基準)

第3 規程第5条第1号に規定する個人に関する不開示情報に係る判断基準

▼参考：規程

(法人文書の開示義務)

第5条 協会は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示するものとする。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）並びに協会の役員及び職員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1) 第5条第1号柱書に係る判断基準

ア 「個人に関する情報」とは、個人の社会的地位、身分、家族構成その他協会が人事管理上把握しているすべての当該個人に係る情報（当該個人に係る人事管理上の評価等の情報を含む。）をいう。また、「個人」には、現に生存している者だけではなく、死亡した個人も含む。

なお、法人ではなく、個人で事業を営む場合の当該事業に関する情報については、法人等に

関する事業に係る情報と同様とし、「個人に関する情報」には該当しないものとする。

イ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを特定させる住所、電話番号、役職名等のほか、社会生活を営む上で公的制度等により個人に付された記号番号等（保険証の番号、預貯金口座番号など）をいう。

なお、ある個人が関わった情報について氏名を伏せて開示したとしても、特定の者が関わったことを公にすることによってその者の勤務先及び所属部署が推定でき、かつ、当該個人について公表されている情報（特殊法人総覧、国家公務員職員録その他の出版物や人事異動情報など）と照合することによって開示情報に係る個人が誰であったかを特定できることとなる場合は、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報」に該当するものとする。

ウ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物等個人の人格と密接に関連するもので、公にすれば財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報をいう。

(2) 第5条第1号イに係る判断基準

ア 「法令の規定により又は慣行として」

(ア) 「法令の規定により」とは、開示請求の有無にかかわらず、法律又はこれに基づく命令の具体的な根拠規定によることをいう。

(イ) 「慣行として」とは、地方競馬全国協会業務方法書その他法令以外の協会が定める規程の根拠規定によること、閣議決定等を受けた監督官庁の指示によること又は協会自らの判断により行うもので、それが通例化していることをいう。

イ 「公にされ、又は公にすることが予定され」

(ア) 「公にされ」とは、官報への掲載、インターネットホームページへの登載等により、現に不特定多数の者が知り得る状況にある情報のほか、過去にこれらと同様の方法又はこれらに準ずる方法により公表されたことがある場合を含む。

(イ) 「公にすることが予定されている」とは、具体的に公表することが予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定している場合を含む。

(3) 第5条第1号ロに係る判断基準

ア 公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも人の生命、健康等の保護の必要性が上回る時は、当該個人情報を開示する必要性と正当性があるものとして当該情報を開示する。なお、人の生命、健康等の保護の必要性とは、現実にこれらについての被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

イ この比較衡量に当たっては、保護すべき権利利益の軽重自体も千差万別であることから、事案ごとに慎重に検討するものとする。なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、第9の公益上の理由による裁量的開示により図られる。

(4) 第5条第1号ハに係る判断基準

ア 公務員等が、その担任する職務を遂行するために行う事実行為（職権行使、会議への出席・発言）に関する情報は、その情報が個人を識別できる情報であっても開示する。なお、公務員等の職務の遂行と直接の関連を有する情報であれば、その情報に係る公務員等が現にその職にあるかどうかは問わない。

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名は、その氏名を公にした場合、その私生活に影響を及ぼすこともあり得るので、私人同様保護に値する個人情報として位置付けるが、(1)に該当し、その地位も含めて氏名が公表されている場合には、例外的に開示するものとする。

(5) 本人情報に係る判断基準

前各号の個人情報に係る判断基準は、開示請求者が誰であるかを問わずに適用するので、個人情報に係る本人から開示請求があった場合も同様とする。

ただし、開示請求者本人に係る個人情報であって、法令の規定により本人から提出された情報等に基づいて行政機関が作成した個人情報に係る電磁的記録については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の定めるところにより、本人情報についての開示請求権及び誤りがある場合の訂正請求権が認められている。

また、独立行政法人等においては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の定めるところにより、本人情報についての開示請求権及び誤りがある場合の訂正請求権が認められている。

第4 規程第5条第2号に規定する法人又は事業を営む個人の当該事業に関する不開示情報に係る判断基準

▼参考：規程

第5条 （略）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 協会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1) 第5条第2号柱書に係る判断基準

ア 「法人その他の団体」とは、民法に規定する法人及び人格なき社団等のほか、個別法の規定により法人とされる独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人等）を含む。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利益に関する情報等その法人と何らかの関連性を有する情報をいう。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、当該個人の私的部分を除いたその営む事業に関する情報をいう。

(2) 第5条第2号イに係る判断基準

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいう。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の正当な競争関係における地位をいう。

ウ 「その他正当な利益」とは、事業に関して当該法人等又は事業を営む個人が独自に開発等したノウハウ、事業を行う上で培ってきた信用等法人等又は事業を営む個人の事業運営上の地位

を広く含む。

エ 「害するおそれ」とは、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、集会・結社の自由など）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人とこれらの者に係る情報を保有する独立行政法人等との関係等を考慮して個別に判断する。なお、「おそれ」とは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性（憲法上の理念、情報保護に関係する法令の趣旨）を有することを前提とする。

(3) 第5条第2号ロに係る判断基準

ア 「協会の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、公にしないことを条件に情報提供を求めた場合のほか、任意の情報提供を申し出た者が公にしないという条件を提示してこれを受け入れた場合を含む。すなわち、情報提供を受ける者と情報提供者との間で公にしないことが合意されていれば本号に該当する。

イ 「要請」とは、あくまで任意によるものであって、法令又は協会が定める規程等により義務付けられた情報提供であっても、協会がその権限を行使することなく情報提供された場合には、任意性があるものとして取り扱う。

ウ 「公にしない」とは、単に法の規定による開示請求に対して不開示とするだけでなく、第三者に提供しないこと及び情報提供を求めた目的以外の目的には使用しないことも含む。

第5 規程第5条第3号に規定する審議、検討又は協議に関する不開示情報に係る判断基準

▼参考：規程

第5条 （略）

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び協会の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

ア 国等の事務又は事業について意思決定をする前に、意思決定を前提とした自由討議、一定の責任者の段階で意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、有識者や関係法人等を交えた研究会等における審議、検討又は協議が行われる場合、これらの各段階で行われる審議等に関連して作成され、又は知り得た情報をいう。

イ 「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなど率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。

ウ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の間に誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

例えば、将来物資が不足すると見込まれるため政府において取引規制を検討している段階で当該情報が公にされれば、買占めや売り惜しみが起きる等国民の間に不当な混乱を生じさせることとなる場合がこれに当たる。

エ 「特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期あるいは事実関係の確認が不十分な段階で情報を公にすることにより、当該情報を知り得た者だけが利益を受け、知り得なかつた者に不利益が及ぶおそれがある場合をいう。

例えば、公共事業について施設等の建設計画検討状況に関する情報が開示されたため、土地の買占めが行われて地価高騰が起き、開示を受けた者等当該情報を知り得た者だけが不当な利益を得たり、違法行為の事実関係について調査中の情報が開示されたため、結果的に違法・不当な行為をしていなかった者が不利益を被るおそれがある場合がこれに当たる。

オ 「不当に」とは、審議又は検討途中の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお適正な意思決定の確保等への支障が見過ごせない程度のものを意味する。

したがって、「不当に」に該当するかどうかは、公にすることの利益と不開示とすることの利益を比較衡量して判断する。

カ 意思決定された後の情報については、一般的には開示情報となるが、当該意思決定が重層的連続的な場合には、施策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかを勘案する。また、意思決定した後であっても、当該審議、検討等に関する情報が公にされると国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等にかかる意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められる場合には、本号に該当するものとする。

キ 審議、検討等に関する情報のうち、専門的な検討を経た調査データ等客観的・科学的事実やこれに基づく分析等の事実を記録した資料等については、一般的に本号に該当する可能性は低い。

第6 規程第5条第4号ロからトに規定する国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する不開示情報に係る判断基準

▼参考：規程

第5条 (略)

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は協会が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせるおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(1) 第5条第4号ロに係る判断基準

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持」

(ア) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいい、「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、

若しくは終息させることをいう。「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、検察官、検察事務官、司法警察職員である。

(イ) 「公共の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれ」とは、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の提起及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心として、刑事訴訟法以外の特別法により犯罪の予防又は摘発を目的とした司法手続に準じて行うべき調査又は規制等に関するものを含め、これらの情報が公にされると却って犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にすることとなる場合をいう。

(ウ) 協会は、馬主、調教師、騎手その他の競馬関係者が犯罪捜査の対象となった場合、捜査当局等からの照会及び関係機関との情報交換等によりこれを知り得る立場にある。この場合、登録・免許権者として当事者に対する事実の確認等の事情聴取、事後の事件の展開も含めて職務遂行上必要な情報を収集整理して文書を作成することがあるが、このようにして保有することになった事件捜査に係る情報も本号に該当する。

(2) 第5条第4号ハに係る判断基準

ア 「監査、検査、取締り、試験」

(ア) 「監査」とは、主として観察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。協会においては、監事の監査、協会が行う畜産振興補助事業又は競馬の公正・円滑な実施を推進する助成事業に係る監査がこれに当たる。

(イ) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。協会においては、工事の発注、役務の提供及び物品の調達等について指名された検査員が行う竣工検査や実地又は物品検査などがこれに当たる。また、国と協会との関係では、農林水産省が行う業務検査がこれに当たる。

(ウ) 「取締り」とは、行政上の目的による一定行為の禁止又は制限について、適法、適正な状態を確保することをいう。協会においては、登録・免許権者として、馬主、調教師及び騎手の一定行為が、放置しておけば競馬関係法令に抵触するおそれがあるため当該行為を禁止又は制限し、違反者には取消し等の処分をする旨の意思決定をする場合がこれに当たる。

(エ) 「試験」とは、人の学識・技能を試し、又は物の性能等を試すことをいう。協会においては、職員の採用試験、調教師・騎手の免許試験、騎手候補生の入所試験、調教講習生受講者の選定のために行う試験がこれに当たる。

イ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、(1)に掲げる事項が、いずれも事実を正確に把握した上で当該把握した事実に基づいて評価・判定等を行う必要があるのに対し、これらに関する情報を事前に公にすることにより、

a 適正かつ公平な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にする

b 法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長若しくは巧妙に行うことにより問題になる事由を隠蔽する

等のおそれがある場合をいう。

また、事後であっても、違反事例の詳細を公にすると却って法規制等を免れる方法を示唆するおそれがある場合もこれに当たる。

(3) 第5条第4号ニに係る判断基準

ア 「契約、交渉又は争訟」

(ア)「契約」とは、名目のいかんを問わず、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。契約以外の名目では、覚書、確認書、協定書などがこれに当たる。

(イ)「交渉」とは、当事者が対等の立場で相互の利害関係に係る事項に関して一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

(ウ)「争訟」とは、訴えを起こして争うこと。裁判で争う訴訟、行政不服審査法その他の法令の規定に基づく不服申立てをいう。

イ 「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、情報を公にすることにより、

a 競争入札契約に係る入札予定価格等を公にすると公正な競争の下に形成されるべき適正価格での契約が困難となって財産上の利益が損なわれる

b 交渉又は争訟等の対処方針を公にすることにより、当事者として認められる地位を不当に害される（交渉等の展開上相手方にアドバンテージを与え、不利な条件での事案成立を余儀なくされる。）おそれがある

等当事者間の対等性が失われ、交渉又は争訟上一方的に不利な条件を生じさせるおそれがある場合をいう。

(4) 第5条第4号ホに係る判断基準

調査研究に関する事務に係る情報のうち、

a 知的所有権に係る情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより、成果を広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

b 試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するもの

など、公にすることにより、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合をいう。

(5) 第5条第4号ヘに係る判断基準

人事管理（役職員等の任免、懲戒、給与、研修その他役職員等の身分や能力評価等に関する事項）に関する事務に係る情報のうち、勤務評価、人事異動、昇格等の人事案を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある場合をいう。

(6) 第5条第4号トに係る判断基準

第3号に規定する不開示とされる法人保護情報と同趣旨の規定であり、事業遂行上のノウハウ（新発明・考案に係る情報等）に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の財産権等の権利、競争上の地位が損なわれるおそれがあるものをいう。

「企業経営上」という以上、民間企業が当該事業を営むことを制限されていないため民間企業との競争関係がある中で営まれる事業に係る情報を指すが、現在協会においては、本規定が適用される民間企業との競争関係が存在する事業は営んでいない。

(部分開示)

第7 規程第6条に規定する部分開示に係る判断基準

▼参考：規程

(部分開示)

第6条 協会は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(1) 第6条第1項に係る判断基準

ア 「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」とは、開示情報と不開示情報の頁が異なるため不開示情報が記録された頁だけを取り除く、同じ頁に開示情報と不開示情報が混在しているが不開示情報部分を黒塗りするなど物理的に簡単な方法で分離することができる場合をいう。

なお、録音、録画、磁気ディスクに記録された情報については、その取扱いに熟達した者が、特殊又は高性能の専用機器を用いてしなければ不開示情報を分離することが困難である場合が多い。このような場合には、当該文書そのものを不開示情報として取り扱う。また、開示請求のあった文書が筆記用具を用いて書かれた文字であり、特徴のある筆跡により個人を識別できると認められる場合も不開示情報として取り扱う。

イ 「有意の情報が記録されていると認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に記録されている情報が無意味な文字や数字等の羅列に過ぎない等開示しても意味がないと認められる場合をいう。なお、「有意」性の判断は、開示請求者が知りたいとする情報の内容のいかんにかかわらず、不開示部分を除いた部分の内容が客観的にみて意味があるかどうかによって判断する。

(2) 第6条第2項に係る判断基準

ア 個人識別情報全体を構成する個人を識別させる部分（氏名等第2に掲げるもの）とその他の部分（当該個人の行動記録等）のうち、氏名等の一部を除去すれば、残りの部分を開示しても誰の情報であるかを特定できなくなる場合には、個人の権利利益は害されないと認め、部分開示する。

イ 前項の規定により、個人を識別させる部分とその他の部分の分離が技術的・物理的に困難である場合には、当該個人に係る情報が記録された部分はすべて不開示情報とする。

(公益上の理由による不開示情報の裁量的開示)

第8 規程第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示に係る判断基準

▼参考：規程

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 協会は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示するものとする。

「不開示情報」については、第3から第6までの各判断基準においてその該当性を判断することとなる（個人情報であるか、率直な意見交換等を不当に損なうか、適正な事務・事業の遂行に支障を及ぼすかなど）が、これらの規定により不開示とする場合であっても、なお、公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することがある。

（文書の存否に関する情報）

第9 規程第8条に規定する法人文書の存否を明らかにしない開示請求拒否に係る判断基準

▼参考：規程

（法人文書の存否に関する情報）

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、協会は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するものとする。

ア 「開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求者から、特定の情報について当該情報に該当するものがあればその内容の開示を求めるといふ趣旨の開示請求があった場合に、不開示決定通知をすれば一般的には法人文書は存在するが不開示情報であったと理解され、結果として不開示情報について一定の事実があったことを推定させる結果を招く場合をいい、具体的には、次に掲げるものがこれに当たる。

- (ア) 特定の個人の病歴に関する情報
- (イ) 特定の個人の犯歴に関する情報
- (ウ) 先端技術に関する特定企業の設備投資に関する情報
- (エ) 犯罪の内定捜査に関する情報
- (オ) 試験問題の出題予定に関する情報

イ 「当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する」とは、開示請求に対する決定は行政処分であるため、開示請求者の請求に応じられない場合は、行政手続法第8条の規定により、法人文書が存在するか否かも含めて開示請求を拒否することをいう。

（開示請求権の濫用該当性に関する判断基準）

第10 開示請求権の濫用に該当すると認めて規程第9条第2項に規定する不開示決定をする場合の判断基準

▼参考：規程

（開示請求に対する措置）

第9条 （略）

2 協会は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

ア 権利濫用に関する一般法理を適用することが相当と認める開示請求があった場合は、当該開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されているか否かにかかわらず、開示請求に係る法人文書を開示しない旨の決定を行う。

イ 権利の濫用に該当するかどうかは、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の業務への支障及

びこのことによる対外的影響等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるかどうかを個別に判断する。

ウ 協会の事務を混乱、停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を逸脱したような開示請求は、権利の濫用に当たるものとして拒否するが、単に開示請求に係る法人文書が大量であって、法第10条及び第11条の開示決定期限の延長規定及び特例規定の適用により対処可能な場合には、権利の濫用には該当しないものとする。

(補則)

第11 この基準に定めるもののほか、この基準により難い情報に係る開示決定等の審査に関し必要な基準は、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」における解釈及び運用の指針を参酌してその都度定める。

附 則

この基準は、平成14年10月1日から実施する。

附 則 (平成19年12月28日 平成19年度地全協総第207号)

改正後の基準は、平成20年1月1日から実施する。